

定期監査の結果に基づく措置状況について（報告）

監査対象年度：令和5年度

（市民課）

指 摘 事 項	措 置 状 況
戸籍総合システム保守業務委託について、財務規則では、市の承認を得たときを除き、契約履行の全部又は大部分を一括して第三者に委任し又は請け負わせてはならないとされているが、業務の大部分が市の承認もなく再委託されているので、再委託する内容を十分審査した上で、再委託の承認申請を求めるようされたい。	令和6年度の契約において、委託契約の相手方から再委託の相手方、再委託を行う業務の範囲の記載された再委託承認申請書の提出があり、担当課において、再委託をする業務の内容（戸籍情報システムの問い合わせ及びシステム障害の対応業務）を審査した結果、再委託の必要性及び確実な業務遂行ができると判断したため、業務の再委託を承認した。

定期監査の結果に基づく措置状況について（報告）

監査対象年度：令和 5 年度

（会計課）

指 摘 事 項	措 置 状 況
物品の点検について、財務規則では、各課の物品供用職員は毎会計年度末現在における各課に属する物品の状況について、翌年度の 5 月 15 日までに物品供用簿の写しを会計管理者に提出して報告しなければならないとされているが、会計管理者は各課に所属する物品の状況について報告を受けていないので、財務規則に基づき、報告を求めるとともに、各課の保管状況を把握するようされたい。	財務規則に基づき令和 6 年 4 月 4 日付けで各課に物品供用簿の写しの提出を依頼しました。 各課から報告された物品供用簿の写しを基に、保管状況の把握をしました。

定期監査の結果に基づく措置状況について（報告）

監査対象年度：令和5年度

（学校教育課（西小学校））

指 摘 事 項	措 置 状 況
学校内の消防用設備について、消防法では学校関係者には、消防用設備等の設置及び維持が義務付けられているため、保守点検の結果、修繕及び更新が必要なものについては、早急かつ適切な対応をするようされたい。	学校内の消防用設備について、保守点検の結果、修繕及び更新が必要な、自動火災報知設備（感知器不良）、屋内消火栓設備（消火栓ポンプ不良）について修繕工事实施いたしました。 ・自動火災報知設備（感知器不良）…令和6年1月24日完了 ・屋内消火栓設備（消火栓ポンプ不良）…令和6年10月11日完了